



島根県報

平成23年7月29日（金）

号外 第 149 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県道の路線の認定の一部改正（4件）	（道路維持課）	2
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為	（都市計画課）	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	3
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（　　　　　）	4

【訓 令】

島根県土地利用調整会議等設置規程の一部改正	（土地資源対策課）	5
-----------------------	-----------	---

【公安規則】

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	（警察本部）	5
--	--------	---

告 示**島根県告示第532号**

県道の路線の認定（昭和33年島根県告示第525号）の一部を次のように改正し、平成23年 8 月 1 日から施行する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の18の項中「八束郡東出雲町」を「松江市東出雲町」に改める。

島根県告示第533号

県道路線の認定（昭和41年島根県告示第423号）の一部を次のように改正し、平成23年 8 月 1 日から施行する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の61の項中「八束郡東出雲町」を「松江市東出雲町」に改める。

島根県告示第534号

県道路線の認定（昭和49年島根県告示第377号）の一部を次のように改正し、平成23年 8 月 1 日から施行する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の324の項中「八束郡東出雲町大字上意東」を「松江市東出雲町上意東」に、「八束郡東出雲町大字揖屋」を「松江市東出雲町揖屋」に改める。

島根県告示第535号

県道の路線の認定（平成 7 年島根県告示第341号）の一部を次のように改正し、平成23年 8 月 1 日から施行する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の153の項中「八束郡東出雲町」を「松江市東出雲町」に改める。

島根県告示第536号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第31号。以下「規則」という。）第12条及び第14条の規定により知事が指定する行為は、次のとおりとし、平成23年 8 月 1 日から施行する。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成19年島根県告示第281号）は、廃止する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 規則第12条第 1 項第 4 号及び第14条第 1 項第 4 号の規定により知事が定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号）に定められた景観計画区域内で行う行為
 - (2) 出雲市景観計画（平成20年出雲市告示第50号）に定められた景観計画区域内で行う行為
-

- (3) 津和野町景観計画（平成20年津和野町告示第54号）に定められた景観計画区域内で行う行為
 - (4) 大田市景観計画（平成22年大田市告示第1号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- 2 規則第12条第1項第10号の規定により知事が定める行為は、次のとおりとする。
- 松江市屋外広告物条例（平成20年松江市条例第50号）第6条第1項又は第14条第5項により許可を受けて行う行為（松江市東出雲町の区域に係るものに限る。）

島根県告示第537号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表松江市の項中

		耐火構造 2 階建	平成14
--	--	-----------	------

 を
」

掛屋		耐火構造 2 階建	平成14	0. 807	
		中層耐火構造 4 階建	平成元		
			平成 2		
		中層耐火構造 3 階建	平成 2		
		高層耐火構造 5 階建	平成22	0. 8237 (第422号、第423号、第432号、第433号、第442号、第443号、第452号及び第453号の住戸にあっては、0. 8239)	に改め、表浜田市の項中
羽入		簡易耐火構造 2 階建	昭和54	0. 774	
		中層耐火構造 4 階建	昭和54		
			昭和55		
南廻山		木造 2 階建	平成22	0. 815 (第111号、第121号、第212号及び第222号の住戸にあっては、0. 8157)	

「

		平成10
	簡易耐火構造 2 階建	昭和55

 を
」

		平成10		に改め、表江津市の項中
--	--	------	--	-------------

」

「

星島	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.94	を
		昭和43		

」

「

星島	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.94	に改め、表八束郡東出雲町の項を削
----	-----------	------	------	------------------

」

り、表飯石郡飯南町の項中

「

赤名	簡易耐火構造 2 階建	昭和55	0.89	を
	準耐火構造 2 階建	平成21	0.95	

」

「

赤名	準耐火構造 2 階建	平成21	0.95	に改める。
----	------------	------	------	-------

」

島根県告示第538号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中

	宍道緑が丘団地	1,470円	を
--	---------	--------	---

」

「

宍道緑が丘団地	1,470円	に改め、表浜田市の項中
揖屋団地	— (525円)	
羽入団地	— (315円)	
南廻山団地	1,470円	

」

「

汐入団地 3	1,680円	を
汐入団地 4	1,680円	

」

「

汐入団地 3	1,680円	に改め、表八束郡東出雲町の項を削る。
--------	--------	--------------------

」

表備考 5 中「「汐入団地の16号棟、17号棟、18号棟及び19号棟」を、「汐入団地 4」は」を削る。

訓 令

島根県訓令第10号

本 庁
地方機関

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 1 中「八束郡」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成23年 7 月 29 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第 8 号

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正）

第 1 条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

松江警察署揖屋 駐在所	八束郡東出雲町 大字揖屋町	八束郡東出雲町のうち大字揖屋町（松江警察署意東駐在所の所管区の区域を除く。）、大字出雲郷、意宇南一丁目、意宇南二丁目、意宇南三丁目、意宇南四丁目、意宇南五丁目、意宇南六丁目、大字今宮、大字春日、大字内馬、大字須田、大字錦浜、錦新町一丁目、錦新町二丁目、錦新町三丁目、錦新町四丁目、錦新町五丁目、錦新町六丁目、錦新町七丁目、錦新町八丁目
松江警察署意東 駐在所	八束郡東出雲町 大字下意東	八束郡東出雲町のうち大字揖屋町の一部（東平賀、花水木）、大字下意東、大字上意東

を

「

松江警察署揖屋 駐在所	松江市東出雲町 揖屋	松江市東出雲町のうち揖屋（松江警察署意東駐在所の所管区の区域を除く。）、出雲郷、意宇南一丁目、意宇南二丁目、意宇南三丁目、意宇南四丁目、意宇南五丁目、意宇南六丁目、今宮、春日、内馬、須田、錦浜、錦新町一丁目、錦新町二丁目、錦新町三丁目、錦新町四丁目、錦新町五丁目、錦新町六丁目、錦新町七丁目、錦新町八丁目
----------------	---------------	--

に

松江警察署意東 駐在所	松江市東出雲町 下意東	松江市東出雲町のうち揖屋の一部（東平賀、花水木）、下意東、上意東
----------------	----------------	----------------------------------

改める。

（島根県道路交通法施行細則の一部改正）

第2条 島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般国道9号（安来道路）の項中「八束郡東出雲町大字」を「松江市東出雲町」に改め、同表一般国道9号（松江道路）の項中「八束郡東出雲町大字」を「松江市東出雲町」に改める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。